

## 天城町山海留学制度委託契約書

この制度は、天城町内の小学校に転入を希望する児童生徒(以下「児童生徒」という。)に対して、関係校区の留学制度実施委員会(以下「校区実施委員会」という。)及び受け入れ保護者等の協力を得て受け入れを実施し、里親(孫型、親戚型、友だち型含む。)制度、家族留学制度ともに天城町における様々な体験活動をとおして心身共に健康な児童の育成と併せて、学校や地域の活性化を図ることを目的とし、「天城町山海留学制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、本契約を締結する。

### (信義誠実の義務)

第1条 実親及び里親並びに推進協議会は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

### (目的)

第2条 徳之島の山、海、川、里もある恵まれた自然の中で、相互交流を深め一人ひとりの個性を伸ばし、より豊かな心を育てる学校教育の推進と、地域の活性化を図ることを目的とする。

### (留學生の範囲)

第3条 留學生は小学校1年生から中学校3年生とし、留学の期間は原則として1年とする。ただし、継続を希望する場合は、三者で協議し契約を更新できるものとする。

### (留學生の委託料と町助成)

#### 第4条

##### (1) 里親型

実親は里親に対し、留學生の食費(給食費を除く)を含む委託料として、一人月額30,000円を、毎月25日までに翌月分を推進協議会の口座に振り込み、推進協議会は、実親負担の委託料に町助成金40,000円を加えた70,000円を、毎前月月末までに里親の口座に振り込むものとする。

##### (2) 孫型

推進協議会は里親に対し、留學生の食費(給食費を除く)を含む町助成として、一人月額30,000円を、毎前月月末までに里親の口座に振り込むものとする。

##### (3) 親戚型

推進協議会は里親に対し、留學生の食費(給食費を除く)を含む町助成として、一人月額30,000円を、毎前月月末までに里親の口座に振り込むものとする。

##### (4) 友だち型

推進協議会は里親に対し、留學生の食費(給食費を除く)を含む町助成として、一人月額30,000円を、毎前月月末までに里親の口座に振り込むものとする。

##### (5) その他負担

- ① 特別な事情が生じて、留学を途中解約した場合及び長期休業中の委託料は、20日未満は日額1,000円とする。
- ② 授業日において、臨時的に学校給食が実施されない場合の昼食にかかる経費は里親が負担するものとする。
- ③ 留学に係る経費のうち、学校給食費、PTA会費、学校教材費、学用品費、医療費、通信費、遠足・旅行経費、部活活動費及びその他児童・生徒にかかるものは、実親が負担しなければならない。これらの納入、支払い方法については実親と里親で協議して定めるものとする。ただし、里親は定例的なものを除いては、支出について実親に了承を経た後、購入等を行い、証拠書類を示すなど相互の信頼関係について対応しなければならない。

(6) 家族型

児童生徒にかかる経費は、原則として実親の自己負担とする。 留学支援補助として、留学児童生徒一人につき、月額 30,000 円を支給する。住宅補助として、一世帯あたり月額 30,000 円以内を支給する。

これらに基づき推進協議会は家族に対し毎月月末までに家族の口座に振り込むものとする。

(手続きの協力)

第 5 条 留学生の移転、転学等に対する必要な手続きは、里親の協力を得て実親が行う。

(里親の義務)

第 6 条 里親は、留学生と家族同様に接し、深い理解と愛情を持って育み、健全な心身を養育するよう努めなければならない。

第 7 条 実親は留学生の親権者であり、本契約締結によって児童の扶養義務すべてを里親に委ねるものではなく、次に掲げる事項について問題が発生したときは、里親は必要な措置を講じ、実親に速やかに報告するものとし、その後の責任は実親が負うものとする。

- (1) 留学生が、病気あるいは事故などにより身体に異常が生じたとき。
- (2) 留学生が、急病あるいは家出等予期しない重大な事故が発生したとき。
- (3) 留学生の養育に関し、困難な問題が生じた場合、又は生ずる恐れがあるとき。
- (4) 留学生が、故意又は過失によって不測の事故を起こしたとき。

第 8 条 実親は、前条に掲げる事故等が生じても、里親並びに推進協議会に一切の損害賠償をしないものとする。

(契約の解除)

第 9 条 次の各号に該当する場合は、推進協議会の立会いの上で解約することができる。

- (1) 留学生の問題行動などにより、指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき。
- (3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき。
- (4) 申し込書及び契約書に虚偽があるとき。

(履行事項)

第 10 条 決定を受けた留学生、実親及び里親は、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 留学生は、転学する校区内に住民登録すること。
- (2) 健康保険証を持参すること。
- (3) 留学に関する締結は、推進協議会の立合いのうえで行うこと。
- (4) 寝具など、日常生活に必要なものは、里親と相談し、必要に応じ持参すること。
- (5) 留学生は、携帯電話、パソコン等を里親宅に持ち込む場合は、実親と里親が協議し決定すること。

(保証人)

第 11 条 実親が、本契約の履行事務を怠ったときは、保証人が実親と連携してその責を負うものとする。

(その他)

第12条 本契約に定めるものの他に必要な事項が生じたときは、留学生の健全養育を前提として、実親、里親、推進協議会が誠意を持って協議し、解決するものとする。

(契約書の保持)

第13条 本契約を証するために契約書を4通作成し、実親、里親、推進協議会及び実親の保証人がそれぞれ各1通を保持する。

令和 年 月 日

実親住所

氏名

印

保証人住所

氏名

印

( ) 型

(※里親型, 孫型, 親戚型, 友だち型, 家族型のいずれかをご記入ください)

里親住所

氏名

印

天城町山海留学制度推進協議会

会長

印